

色材に関するレギュレーション講座 (第3講)

J. Jpn. Soc. Colour Mater., 90 [1], 33-38 (2017)

労働安全衛生法の改正, 化学物質のリスクアセスメント

田嶋晴彦*†

*一般社団法人産業環境管理協会国際化学物質管理支援センター 東京都千代田区鍛冶町2-2-1 (〒101-0044)

† Corresponding Author, E-mail: tajima@jemai.or.jp

(2016年8月14日受付, 2016年10月5日受理)

要 旨

胆管がん事案など最近の化学物質による労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止する仕組みを強化するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)により、平成28年6月1日より化学物質を製造・流通もしくは使用するすべての事業者に化学物質のリスクアセスメントが義務付けられることとなった。しかし多くの企業にとって化学物質のリスクアセスメントは未経験であり、改正法の完全履行には困難が予想される。そこで本稿では、2015年9月18日に公示された「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」¹⁾(以下「指針」と略記)などの厚生労働省資料を手掛かりとして、企業のとるべき対応とコントロール・バンディング、ECETOC TRA等のITツールによるリスクアセスメントの実際について解説する。

キーワード: リスク, リスクアセスメント, 労働安全衛生法, SDS, 化学物質, 危険有害性

1. 労働安全衛生法の改正

1.1 改正の背景

今回の改正の背景には、①事業場で使用される化学物質の数が増加する中、その危険性または有害性の調査等、事業者による化学物質管理が適切に行われていないことを原因とする労働災害が依然として多く発生している。②労働者が職場から受けるストレスは、高い状況で推移しており、精神障害を原因とする労災給付の支給決定の件数は年々増加している。③同一企業の異なる事場において、同様の重大な労働災害が繰り返し発生する事案が生じている、といった社会情勢の変化や新たな労働災害の動向がある。

1.2 化学物質のリスクアセスメント義務化の背景としての胆管がん問題

平成24年3月30日以降、使用した有機溶剤などの化学物質が原因で胆管がんを発症したとして、大阪府内の印刷事業所の労働者16名より労災請求がなされた。厚生労働省は、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」を設置し、業務との因果関係について検討した。

その結果、①胆管がんは、ジクロロメタンまたは1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露することにより発症し得ると医学的に推定できること、②本件事業場で発生した胆管がんは、1,2-ジクロロプロパンに長期間、高濃度ばく露したことが原因で発症した蓋然性がきわめて高いこと、等を報告した。こ

れらの報告を受けて、厚生労働省は新たな労災認定やリスクアセスメントなど化学物質の追加規制を行うことになった。

労働政策審議会安全衛生分科会は平成25年12月、化学物質管理のあり方としてリスクアセスメントの促進とラベルの拡大に関する提言をした。この提言を受けた厚生労働省は、法律案要綱についての諮問答申などの法案提出の準備を開始し、化学物質のリスクアセスメント義務化を含む労働安全衛生法改正が平成26年6月19日に衆議院本会議で可決成立した。そして平成26年6月25日に当該改正法²⁾が公布された。

1.3 改正の内容と化学物質管理のあり方の見直し

今回の改正点は、①化学物質管理のあり方の見直し、②ストレスチェック制度の創設、③受動喫煙防止対策の推進、④重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度の導入、⑤外国に立地する機関も検査・検定機関として登録、⑥法第88条第1項の事前届出を廃止、⑦電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定、譲渡制限対象への追加、の7点である。本稿では①化学物質管理のあり方の見直しを中心として解説する。

2. 化学物質のリスクアセスメント

2.1 指針の趣旨

指針は、事業者が、労働者に危険または健康障害を生ずるおそれのある化学物質などのリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて必要な措置が適切かつ有効に実施されるよう手順を示している。

2.2 適用

本指針は、法第57条の3第1項の規定に基づき行う「57条第1項の政令で定める物及び通知対象物」(以下「化学物質等」という。)に係るリスクアセスメントについて適用し、労働者の就業に係る全てのものを対象とする。(指針より)



【氏名】 たじま はるひこ
 【現職】 (一社) 産業環境管理協会国際化学物質管理支援センター 技術参与
 【趣味】 写真, 登山, 旅行
 【経歴】 1979年3月静岡大学大学院工学研究科修了。同年4月(財)化学工業品検査協会(現化学物質評価研究機構)博士(薬学)。2015年4月より現職。